

IV. 介護人材確保対策について

全国的に介護サービス事業所の人材不足が大きな課題となっている中、介護人材確保のために就職準備金助成と奨学金返還補助の補助制度を新設し、介護人材不足の解消を図ります。



1 金ヶ崎町介護職員就職支援助成金（新規）

町内の介護サービス事業所に就労する正職員に対し、就職支度金として10万円の助成金を交付します。また、新卒者、転入者へはそれぞれ3万円の加算があります。

〈対象者〉

平成30年4月1日以降に町内の介護サービス事業所に正職員として就労する介護福祉士、社会福祉士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、又は栄養士のいずれかの資格を取得している者、若しくは介護職員初任者研修を修了している者、又は、就労日から起算して1年以内に介護職員初任者研修を修了する予定の者で、継続して1年以上の勤務が見込める者

〈助成期間〉

平成30年4月1日～平成33年3月31日（一人1回限り）

2 金ヶ崎町介護人材確保対策奨学金返還補助金（新規）

町内の介護サービス事業所に就労した正職員が、奨学金の返還をしている場合、交付対象期間に返還した奨学金の額に対し、年額144,000円を上限に補助します。

〈対象者〉

1と同じ

〈補助申請期間〉

平成30年4月1日～平成33年3月31日（補助は、最長で60か月分）